



Garuda Orient Holidays

GARUDA INDONESIA GROUP

JAPAN

グルダ・オリエントホリデーズ・ジャパン株式会社
観光庁長官登録旅行業第1908号

お客様各位

募集型企画旅行条件書

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、グルダ・オリエントホリデーズ・ジャパン株式会社【観光庁長官登録旅行業第1908号-一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員】(以下「当社」といいます。)...
(2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)...
(3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、インターネットホームページ(以下「ホームページ」といいます。)...

2. 旅行の申し込みと旅行契約の成立

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

Table with 2 columns: 区分, 申込金(お1人様)
Rows: 旅行代金が30万円以上100万円未満 (50,000円以上旅行代金まで), 旅行代金が15万円以上30万円未満 (30,000円以上旅行代金まで), 旅行代金が15万円未満 (20,000円以上旅行代金まで)

また、旅行契約は当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途ホームページ・パンフレット等に定めるところによります。

- (2) 当社が電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをいたしましたとき、この期間内に申込金の支払いがない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
(3) 当社が電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段で申し込みの場合であっても、通信契約によって契約をさせるときは、第22項(通信契約による旅行条件)の(2)のイの定めにより契約が成立いたします。

3. 申込条件と参加条件

- (1) 未成年の方は保護者の同意が必要で、15歳未満の方は保護者の同行を条件とする場合があります。75歳以上の方は、健康アンケートを提出していただきます。旅行の安全かつ円滑な実施のために、コースによりご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。
(2) 特定の旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申し込みをお断りすることがあります。
(3) 障害のある方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、あるいは妊娠中など特別の配慮を必要とする方は、その旨を予約申込時にお申し出ください。当社は、可能な範囲内でこれに応じます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、旅行の安全かつ円滑な実施に支障をきたすお申し込みと判断するときはお申し込みをお断りさせていただきますか、または付添者の同行等を条件とさせていただきます場合があります。
(4) お客様が旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
(5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱する場合は、事前にその旨および復帰の有無について必ず当社、添乗員もしくは現地係員にご連絡いただきます。
(6) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
(7) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 旅行契約書面と最終日程表の交付

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、パンフレット等、本旅行条件書により構成されます。
(2) 前号の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された確定書面(最終日程表)を旅行開始日の前日までにお渡しします。当社は旅行開始日の2週間前〜5日前にはお渡しできるように努力いたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、確定書面のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金とお支払い方法

- (1) 旅行代金は契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。ただし、ホームページ・パンフレット等に記載(または別途、当社が案内)した、お1人部屋を使用される場合や航空機・宿泊機関のクラス変更等の追加代金を算入した金額を加算し、3人割引等の割引代金がある場合にはこれを減算した額をいいます。
(2) 前号の代金は申込金、取消料、違約料および変更補償金を算出する際の基準となります。
(3) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
(4) こども代金は旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空機座席及び

客室におけるベッドを使用しない方に適用します。

6. 旅行代金に含まれるもの

- ホームページ・パンフレット等に旅行日程として表示された以下のものが含まれています。
(1) 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃
(2) 送迎・移動のバス等の代金
(3) 観光・視察に係る代金
(4) ホテル宿泊代金
(5) 食事代金
(6) 受託手荷物運搬代金(お1人様20kg以内が原則ですがクラス・方面によって異なりますので詳しくは、お問い合わせください。)

7. 旅行代金に含まれないもの

- 前第6項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1) 渡航手続諸経費(旅券・査証取得費用等)
(2) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を越えるもの)
(3) クルーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用
(4) お一人部屋を使用される場合の追加代金、その他募集広告内で「○○追加代金」と称したものの
(5) ご希望のみ参加されるオプションツアー(別途代金の小旅行)の代金
(6) 日本国内における自宅から発着空港までの交通費・宿泊費
(7) 日本国内における空港施設使用料、国外の空港税・出国税等
(8) 運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る)

8. お客様がご出発までに実施する事項/渡航準備

- (1) 旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)、再入国許可および各種証明書(以下「渡航書類」といいます。)の取得については、お客様自身で行っていただきます。旅券の有効期限等は渡航先国により条件が異なりますのでご注意ください。(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)

- (2) 渡航中の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症情報」でご確認ください。
■厚生労働省海外感染症情報[URL]http://www.forth.go.jp/
(3) 渡航先(国または地域)によっては、外務省より危険情報などの安全閣僚の海外渡航関連情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売先にご確認ください。海外渡航関連情報は下記にてご確認ください。

- 外務省海外安全ホームページ
[URL]http://www.pubanzen.mofa.go.jp/
■外務省安全相談センター[TEL]03-5501-8162
■外務省安全情報FAXサービス[FAX]0570-023300

- (4) 旅行のお申し込み後、旅行の目的に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の履行を中止する場合があります。この場合、旅行代金は全額返金いたします。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を履行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。いずれの場合も当社は書面またはホームページにてご案内いたします。

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他当初の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないとき、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の変更

- 当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。
(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超過して改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
(2) 前第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(3) 前第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにも係わらず運送・宿泊機関等の旅費・部屋その他の諸設備の不具合が発生したことによる変更(オーバーキッキング)の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

11. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があったときに効力を生ずるものと

とし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。
(3) 当社は、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様は次項により旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受されようとしたお客様は本条件書の定めるところにより当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

12. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前の解除・払い戻し
① お客様の解除権
ア. お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表という「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社または旅行業法で規定された「受託営業日」のそれと、その営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします。
■日本を出国時または入国時に航空機を利用する旅行契約の取消料

Table with 2 columns: 旅行開始後の解除日, 旅行代金の100%
Rows: ピーク時の旅行であったり、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって40日前〜31日前 (旅行代金の10%), ピーク時とは、12月20日〜1月7日発、4月27日〜5月6日発、7月20日〜8月31日発 (旅行代金の20%), 30日前〜3日前 (旅行代金の50%), 2日前〜旅行開始当日 (旅行代金の100%), 旅行開始後の解除日無連絡不参加の場合

イ. お客様のご都合で旅行開始日を変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申込みいただくこととなります。この場合当社は、本号の旅行契約の解除期日に基づき取消料を申し受けます。

ウ. お客様は、次の各一項に該当するときは、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- a) 第2項に基づき、契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第1項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り
b) 第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
c) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d) 当社がお客様に対し、第4項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までお渡ししなかったとき。
e) 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

エ. 当社は本号①のイにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金がまかなえないときは、その差額を申し戻します。また、本号①のウにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

オ. お客様が任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄となり、一切の払い戻しをいたしません。

- ② 当社の解除権
ア. お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったとき、旅行契約を解除することができます。この場合、本項(1)の①のイに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の各一に該当するときは、当社は旅行契約を解除することができます。

- a) お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件が満たされていないことが明らかになったとき。
b) お客様が病気その他の事由により、当該旅行に参画できないと認められるとき。
c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
d) お客様の数が契約書面に記載した最小催行人員に満たないとき。この場合は、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって23日目に当たる日より前までに、また、ピーク時以外に旅行開始するものにあつては、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって23日目に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

エ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
f) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ウ. 当社は、本号(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いた額を払い戻します。また、本号(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

- (2) 旅行開始後の解除・払い戻し
① お客様の解除権
ア. お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または、途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。

イ. お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領できなかったときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係わる金額を払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料、その他の既に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用にかかる金額を差し引いたものをお客様へ払い戻します。

- ② 当社の解除権
ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合において、お客様に理由

# ●ご旅行条件書(つづき)

を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
  - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- イ. 解除の効果および払い戻し  
ウ. 当社が前アにより旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他のその名目による費用を差し引いた額を払い戻します。
- エ. 本項(2)のイ-a)からc)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

## 13. 旅行代金の払い戻し

当社は、第10項(1)、(2)、(4)の規定により旅行代金を減額した場合、または前12項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

## 14. 旅程管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めます。

- お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができるおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること。契約内容の変更を最小限にとどめよう努めます。
- 本項(1)において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならない。

## 15. 当社の指示

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 16. 添乗員等の業務

- 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
- 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示します。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 17. 当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被らされた損害を賠償します。
- 本項(1)の規定は、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社が手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、中止
- 自由行動中の事故  
オ. 食中毒  
カ. 盗難  
キ. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- 現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルムその他これら以外の物品については、当社は弁済の責を負いません。
- 手荷物に対して生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して7日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の損害額は1人様あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)とします。

## 18. 特別補償

- 当社は、前項に基づき当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中にその生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。
- 当社はお客様が当社旅行ご参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について旅行業約款特別補償規程(以下「海外旅行においては死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円〜40万円、遠隔見舞金として通院日数により2万円〜10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし1個又は1対についての補償限度は10万円)を支払います。
- 日程表において、当社の手配により旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について保償金が支払われない旨を明示した場合に限り「当社旅行参加中」とはいたしません。
- お客様が旅行中に被らされた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(リュック、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スライダー、ハングライダー、乗用機、超軽量動力機(モーターハングライダー、マクローライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞

金を支払いません。ただし、これらの運転が、企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

- 当社は、本項(1)に基づき補償金支払請求と前項による損害賠償義務を重なる場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとし

## 19. お客様の責任

- お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規程を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務・その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 20. オプションツアー

- 当社が企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代を取収して実施する小旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が主催するもの第18項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- 当社以外の者が主催するオプションツアーに参加された場合、当社は第18項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

## 21. 旅程保障

- 当社は、別表1左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①を除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更によって当社第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

- ア. 旅行日程に支障をたらず悪天候、天災地変  
イ. 戦乱  
ウ. 暴動  
エ. 官公署の命令  
オ. 欠航、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止  
カ. 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

- 第12項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわらずの変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
  - 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。
  - パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供の提供を受けることができな場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、お客様は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社は、お客様が同意された場合、全額による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。

【別表1】 当社が変更補償金を支払う変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金等のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の書類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①〜⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載がなかった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合はいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注3 ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4 ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 ④又は⑤若しくは⑥に掲げる変更が1乗車等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車等又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注6 ⑨に掲げる変更については、①〜⑧までの率を適用せず、⑨により

## 22. 通信契約による旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行のお申込みを受け付ける場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由などでお受けできない場合もあります。
- 通信契約により旅行契約を締結する際の旅行条件は、「通信契約による旅行契約を締結するときに使用する当社約款」によります。その主要な点をご案内します。

ア. 契約のお申込みの際、会員は申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

イ. 通信契約による募集型企画旅行契約は、電話による申込みの場合、当社が受諾した時に成立し、郵便、ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発送した時に成立するものとします。

また「電子承諾通知」(契約の申込に対する承諾通知を電子メール・携帯電話メール・その他のインターネットを利用した通信手段にて行う場合)を発送する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

ウ. 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

エ. 当社は、提携会社のカードにより所定の店名等の会員の署名なくして「契約書面に記載する金額の旅行代金」又は「第12項に定める取消料」の支払を受けます。この場合旅行代金のカード利用日は、旅行契約成立日とします。また取消料のカード利用日は、契約解除の申出日及び既に旅行代金のお支払後(旅行代金のカード利用日以降)であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。

オ. 会員の持っているクレジットカードが無効になる等の理由により、会員のお申出のクレジットカードでのお支払いができなくなった場合、当社は旅行開始日前に旅行契約を解除することがあります。

## 23. 個人情報の取扱いについて

- 当社及び当社募集型企画旅行を取り扱う受託旅行会社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様が申し込まれた旅行に於いて運送・宿泊運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの提供のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社は、ア〜オについてお客様の個人情報を利用させていただきます。

ア. 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。  
イ. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。  
ウ. アンケートのお願い。  
エ. 特典サービスの提供。  
オ. 統計資料の作成。
- 当社は当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあり必要となる最小限の範囲のものについて、当社国内・海外支店との間で、共同して利用させていただきます。当社国内・海外支店は、それぞれの支店の営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、(※利用目的を具体的に記載)ご購入させていただいたことがあります。
- 当社が旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データと生産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空会社名等に係る個人データ等、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、ご出発前までに当社までご連絡ください。

## 24. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ルーダー・オリエントホテルズのホームページ又は、パンフレットに明示した日となります。

## 25. その他

- お客様が個人的な案内、買い物等は添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきになります。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、お買物の際は、お客様の責任で購入してください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしませんのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワントン条約又は国内諸法にあり日本へ持ち込みが禁止されている品物がございましたら、ご購入には十分ご注意ください。
- 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、パンフレット表紙等に記載されている発着空港を出发(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- 日本国内の空港から本項(4)の発着空港までの区間を、普通運賃またはパンフレット等に記載の追加料金(または無料)で利用する場合、この部分は旅行契約の範囲に含まれません。
- 当社の旅行契約にご参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、この場合同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であった同サービスが受けられなくなったときも、当社はその理由の如何にかかわらず第17項(1)の責任を負いません。

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。  
当社旅行業約款をご希望のお客様は、当社にご確認ください。